

令和4年9月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 9月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和4年7月分) . . . . .	2
2. 秋の全国交通安全運動 推進要綱 . . . . .	6
3. 人材確保セミナー開催のご案内 . . . . .	11
4. 車輪脱落事故防止セミナーについて . . . . .	12
5. 「トレーラの適正な使用等に係る研修会」のご案内 . . . . .	14
6. 乗務員講習(特別編)の開催のご案内について . . . . .	16
7. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内 . . . . .	18
8. 乗務員ステップアップ講習会のご案内 . . . . .	21
9. 令和4年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領 . . . . .	24
10. 熱中症を防ぐために屋外ではマスクを外しましょう . . . . .	31
11. 熱中症警戒アラート発表時の予防行動 . . . . .	33
12. 会員名簿の変更等について . . . . .	35
13. 陸災防香川県支部会員の皆様へ . . . . .	36

※申請書・申込書等が必要な場合は、本書からプリントしてご利用下さい。

**求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について**  
 (令和4年7月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和4年7月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

**令和4年7月の運賃指数の概要**

1. 令和4年7月の運賃指数は、前月比5ポイント増、前年同月比3ポイント増の119であった。
2. 7月末現在の求車登録件数は128,690と前年同月比23,271増(22.1%増)となった。

**1. 加入者数、成約件数**

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,894	6,062	6,401	6,519
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	289,573	93,114

※令和4年度は7月末現在

**2. 荷物情報(求車)件数**

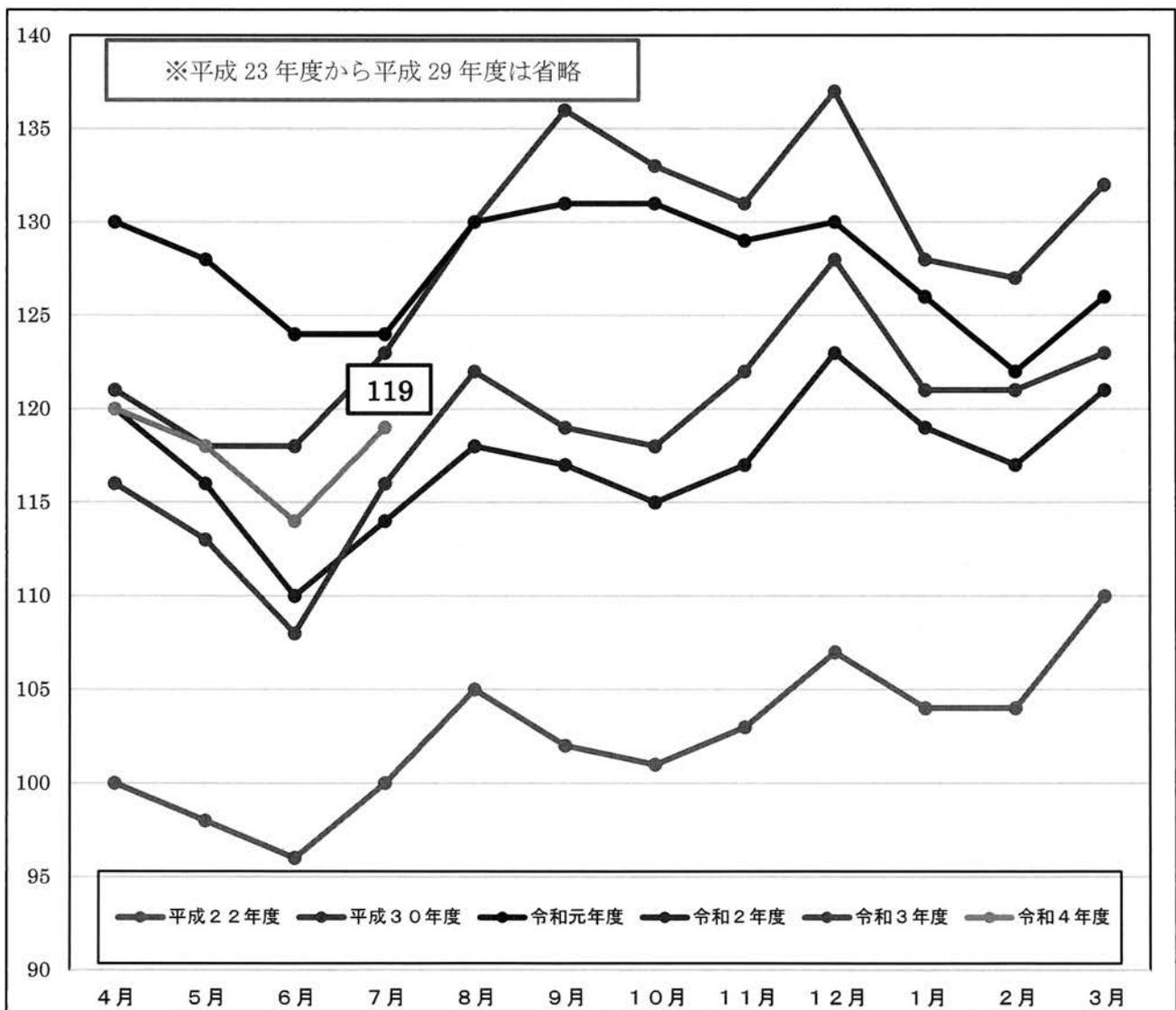
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	427,655

荷物情報(求車)	令和4年7月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	128,690	23,271	+22.1%	44,239	52.4%
成約件数	22,604	-406	-1.8%	-1,076	-4.5%
成約率	17.6%	-4.3ポイント	—	-10.5ポイント	—

### 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

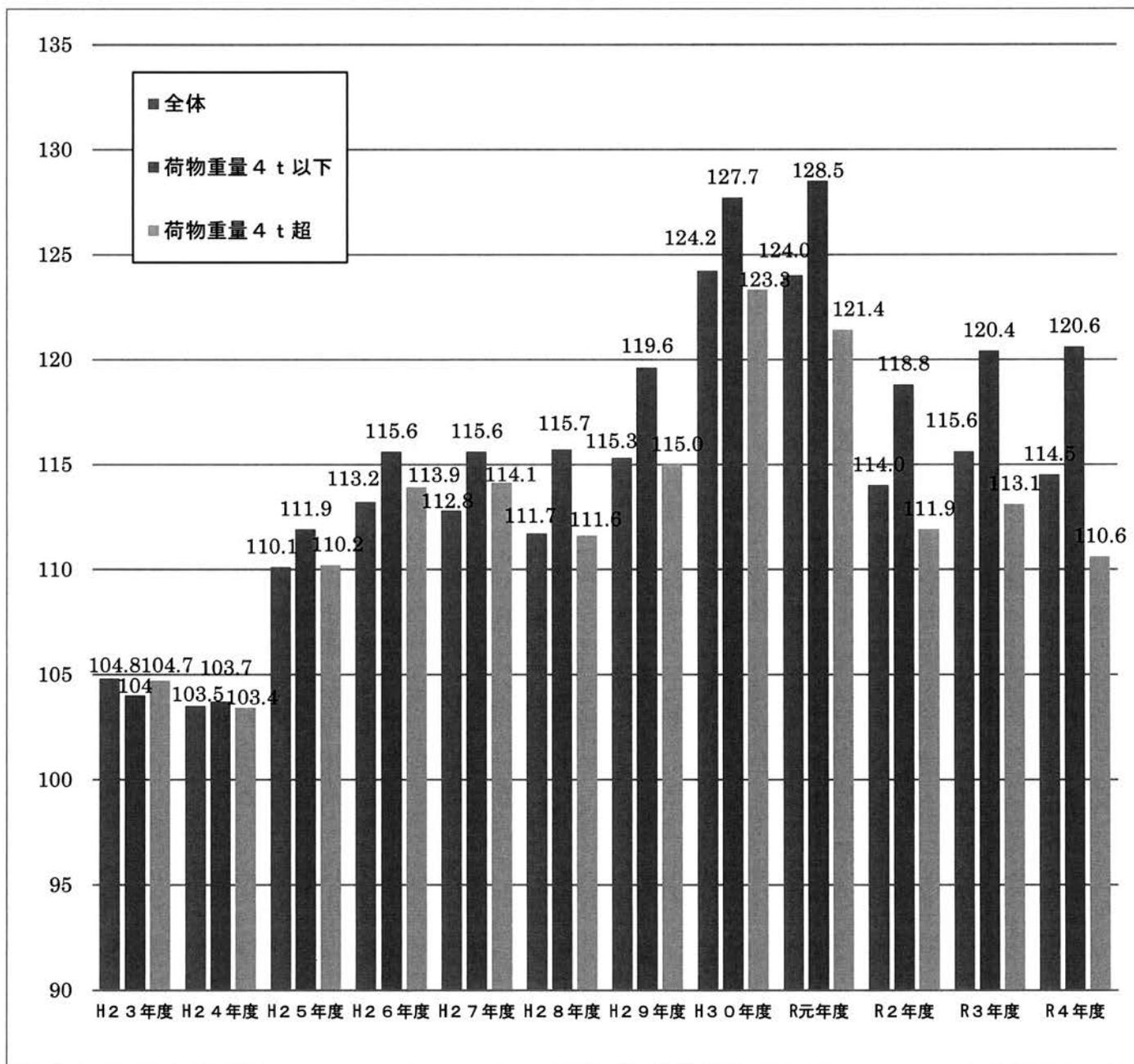
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119								



#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	115.6	114.5
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	120.4	120.6
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	113.1	110.6

※令和4年度は7月末現在



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 深田  
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
事業部 松井  
TEL 03-3357-6068

# 秋の全国交通安全運動 推進要綱

期間：令和4年9月21日(水)～令和4年9月30日(金)

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

## 目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

## スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

## 運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

## 運動の推進要領

- 県市町
  - ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等と幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
  - ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車、デジタルサイネージ等、各種の媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の向上を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。
- 各推進機関・団体
  - ・ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫を凝らして、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
  - ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
- 家庭・学校・職場・地域
  - ・ 幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や交通安全指導、広報啓発活動を積極的に推進する。

## 効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

## 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

県市町及び県交通安全県民会議等は、本運動の実施にあたり、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

# 令和4年 秋の全国交通安全運動

## 運動重点と推進項目

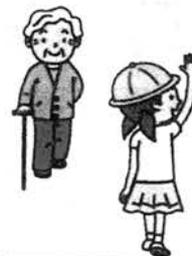
### 重点1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

#### ○歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの推進
- 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる事故件数が多いなど）等を踏まえた児童に対する交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

#### ○歩行者の安全確保

- 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進



### 重点2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

#### ○夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用
- 自動車運送業を始め事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

#### ○運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発の推進

#### ○飲酒運転の根絶

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



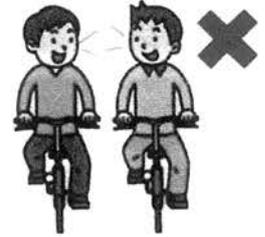
#### ○妨害運転等の防止

- 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

## 重点2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶（続き）

### ○二輪車運転者等に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ・ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進



### ○高齢運転者の交通事故防止

- ・ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ・ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル（#8080：シャープハレバレ）の積極的な周知及び利用促進と運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進



## 重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底

### ○自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- ・ 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ・ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転の危険性の周知と指導の徹底
- ・ 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

### ○自転車利用等の安全確保

- ・ 令和4年の改正道路交通法に基づき公布日（令和4年4月27日）から1年以内に施行されることとなる全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ・ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付促進による自転車の被視認性の向上
- ・ 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入義務や自転車の安全を確保するための定期的な点検整備義務の周知徹底



## 重点4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



みんなの  
合言葉!

# 横断歩道では

# 必ず安全確認!



~事故にあわない、  
おこさない~

# 秋の全国交通安全運動

9月30日 金 は「交通事故死ゼロを目指す日」です

令和4年9月21日(水)~9月30日(金)



子供と高齢者を  
始めとする  
歩行者の安全確保



夕暮れ時と夜間の  
歩行者事故等の防止  
及び飲酒運転の根絶



自転車の  
交通ルール  
遵守の徹底



チャイルドシート着用  
推進シンボルマーク  
「カチャビヨン」



交通安全  
サイトへ!

内閣府 香川県交通安全県民会議 市町交通安全対策協議会

## 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

安全に道路を横断するために、歩行者も交通ルールを守りましょう!

### ●歩行者の皆さんへ

- ・道路を横断するときは、遠回りでも必ず横断歩道を渡りましょう。
- ・手を上げるなど、ドライバーに横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・左右の安全をよく確認してから渡りましょう。

### ●高齢者の皆さんへ

- ・加齢により、素早い行動が取りにくくなることを自覚し、安全な行動に努めましょう。
- ・横断中も油断せず、接近する車に注意しましょう。



## 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車も車のなかま!  
自転車にも交通ルールがあります!

**NO!**

- × 二人乗り
- × 並進
- × ながら運転
- × 信号無視
- × 夜間の無灯火
- × 一時不停止
- × 飲酒運転

- ・用水路等への転落に注意! 早めのライト点灯で前をよく見て転落防止!
- ・万が一の事故に備え、自転車損害保険等に必ず加入しましょう(香川県では令和4年4月から義務化)。
- ・大人も子供も、ヘルメットを着用しましょう。

### 「自転車安全利用五則」を守りましょう!

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を走行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用



## 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

夕暮れ時や夜間は事故が多発!

- ・歩行者は反射材や明るい服を身につけましょう。
- ・ドライバーは早めにライトを点灯し、対向車などがいないときはハイビームを活用しましょう。



### 横断歩道は歩行者絶対優先!

- ・横断歩道の手前では減速! 横断しようとする歩行者がいる場合は必ず一時停止しましょう。
- ・歩行者や自転車の急な飛び出しに備えて、前をよく見て運転しましょう。

### 飲酒運転 ダメ絶対!

- ・身勝手な飲酒運転により尊い命が奪われています。
- ・以下の3つを破ることは、重大な犯罪です!



## 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

一般道・高速道問わず、シートベルトは全席着用が義務!

- ・ドライバーは運転前に全員がシートベルトを正しく着用しているか確認しましょう。
- ・6歳未満の幼児にはチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- ・チャイルドシートは子供の成長にあわせて肩ベルトなどをこまめに調整しましょう。



令和4年9月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会

## 人材確保セミナー開催のご案内

～「新時代」に対応した人材の採用・定着～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により、社会情勢が大きく変化し、先行きが不透明な中で、これからのトラック運送業界における人材確保への影響も懸念されるところとなっており、今後の「新時代」における人材確保対策の検討が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、新時代に対応した人材の採用や定着に向けた職場環境の整備、また働き方改革へ対応した実務等を内容としたセミナーを開催しますので、ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 令和4年10月12日(水) 13時30分～16時30分
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室
3. 内 容 (1)「新時代」における運転者人材の実態  
(2)運転者人材等の採用  
(3)人材が定着するための職場環境の整備  
(4)働き方改革に対応した実務
4. 申込方法 10月5日(水)までにこちらの用紙で香ト協宛お申込下さい。

---

### 人材確保セミナー申込書

会社名	役職	氏名

※香ト協FAX：087-821-4974

令和4年9月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会  
会 長 楠 木 寿 嗣

### 車輪脱落事故防止セミナーについて（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が激増しています。

そこで、冬用タイヤへの交換時期でもあり、車輪脱落事故を防止するために標記セミナーを開催したく存じます。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ですがご参加のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により中止となる場合がありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 令和4年10月26日（水）13時30分～15時30分
2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館 6階 インペリアル
3. 主な内容
  - 車輪脱落事故の傾向
  - タイヤ交換後の注意点など
4. 講 師
  - ・ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社 ご担当者 様
5. その他
  - 定員80名（先着順。1会員1名まで。定員になり次第締め切ります）
6. 申込方法
  - 別添の「参加申込書」をご記入の上、10月14日（金）までにお申し込みください。

(一社) 香川県トラック協会 適正化事業課 宛

FAX 087-821-4974

車輪脱落事故防止セミナー 参加申込書

会社名	
参加者	(役職) (氏名)

FAX 送信ご担当者氏名 \_\_\_\_\_

●セミナー日程・会場

日 時 令和4年10月26日(水) 13:30~15:30 (受付13:00開始)  
場 所 ホテルパールガーデン 新館6階 「インペリアル」

●問い合わせ先

香川県トラック協会 適正化事業課 電話：087-851-6381

〈締 切 日〉 令和4年10月14日(金)

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 「トレーラの適正な使用等に係る研修会」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

香川県トラック協会では、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会担当者を講師に迎え「トレーラの適正な使用等に係る研修会」を開催します。

この研修会は、トレーラをより安全に使用するための点検整備の重要性や日常点検等について説明する他、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、関係の法令改正についての説明もありますので、是非ご参加をよろしくお願い致します。

なお、コロナウイルス感染症拡大等の状況により、中止などの対応になる場合がありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 開催日時 令和4年9月21日(水) 13時30分～16時10分
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 定 員 25名(先着順)
4. 次 第 ①トレーラのより安全な使用について  
動画「トレーラ火災の原因と防止について」、  
「大型車の車輪脱落事故防止について」  
講演「トレーラ火災事故の原因と防止のための点検整備の重要性、車輪脱落防止のための予防整備の重要性を周知」  
②新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」の施行、最新の関係法令改正内容の紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について  
講演「トレーラに係わる法規について、現状に至るまでの法改正の流れを説明」等  
③実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性  
動画「より安全なトレーラをめざして」  
講演「エアサストレーラに装着が義務付けになった横転抑制装置の有効性」
5. 申 込 別紙申込書を9月7日までに香ト協までご返信をお願いします。

香ト協 行

FAX087-821-4974

トレーラの適正な使用等に係る研修会申込書

1. 開催日時 令和4年9月21日（水）13時30分～16時10分
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 申 込 9月7日（水）までにお願ひします。

会社名			
役 職		氏名	
連絡先	( )		—

※お問合せ先：(一社) 香川県トラック協会 管理課

TEL (087) 851-6381

令和4年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

乗務員講習（特別編）の開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、これまで国土交通省告示 1366 号を基にした交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催してまいりました。

この度、運転者を指導する管理者等を対象に講習会を新たに開催いたします。

自動車事故対策機構を講師に迎え、運転者とのコミュニケーションの取り方や適性診断結果の活用に関する知識のほかトラックの運行の安全を確保するための教育方法の理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員講習（特別編）～適性診断等活用講習～
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 選任運行管理者など乗務員教育を担当されている方  
※乗務員グループリーダー（班長）などの受講も可能です。
4. 定 員 各回12名
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
6. 注 意 点 受講希望者は、事前に適性診断を受診され診断票を持参ください。  
※適性診断は一般、特定（初任、適齢）を問いません。
7. 問合せ先 適正化事業課（担当 吉原、明石）  
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員講習（特別編）参加申込票

・乗務員講習（特別編）（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第243回	9月10日（土） 9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第244回	9月10日（土） 13:30～16:30	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	役職
1	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
参加希望講習 (○印記入)	第243回 (AM)	第244回 (PM)	
2	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
参加希望講習 (○印記入)	第243回 (AM)	第244回 (PM)	
3	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
参加希望講習 (○印記入)	第243回 (AM)	第244回 (PM)	

※ 香ト協（FAX 087-821-4974）へ申し込みください。

令和4年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

### 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・14回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

#### ※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

#### ※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

<del>第1回 令和4年 4月14日(木)</del>	第8回 令和4年9月29日(木)
<del>第2回 5月19日(木)</del>	第9回 10月20日(木)
<del>第3回 6月2日(木)</del>	第10回 11月17日(木)
<del>第4回 6月23日(木)</del>	第11回 12月8日(木)
<del>第5回 7月14日(木)</del>	第12回 令和5年1月19日(木)
<del>第6回 8月4日(木)</del>	第13回 2月9日(木)
<del>第7回 8月25日(木)</del>	第14回 3月30日(木)

<事故惹起運転者講習会>

<del>第1回 令和4年 4月21日(木)</del>	第5回 令和4年11月10日(木)
<del>第2回 5月26日(木)</del>	第6回 令和5年 1月26日(木)
<del>第3回 7月7日(木)</del>	第7回 3月9日(木)
第4回 9月15日(木)	

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。  
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。  
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和4年	4月14日(木)		令和4年	9月29日(木)
終了		5月19日(木)			10月20日(木)
終了		6月 2日(木)			11月17日(木)
終了		6月23日(木)			12月 8日(木)
終了		7月14日(木)		令和5年	1月19日(木)
終了		8月 4日(木)			2月 9日(木)
終了		8月25日(木)			3月30日(木)

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和4年	4月21日(木)		令和4年	11月10日(木)
終了		5月26日(木)		令和5年	1月26日(木)
終了		7月 7日(木)			3月 9日(木)
		9月15日(木)			

※開講時間は、9:30~17:00(各回共通) ※ご希望の講習日にチェック(✓)をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

### ○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

### ○派遣先データ

<u>会社名</u>			
<u>会社住所</u>	〒		
<u>電話番号</u>		<u>FAX番号</u>	
<u>担当者名</u>		<u>役 職</u>	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX(0877-44-3390)へご送信願います。

令和4年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者  
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
5. 問合せ先 適正化事業課（担当 吉原、明石）  
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第99回	令和4年 10月22日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第100回	10月22日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	第99回 (AM) ・ 第100回 (PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	第99回 (AM) ・ 第100回 (PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	第99回 (AM) ・ 第100回 (PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和4年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第101回	令和4年 11月26日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第102回	11月26日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)	第101回 (AM) ・ 第102回 (PM)			小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)	第101回 (AM) ・ 第102回 (PM)			小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)	第101回 (AM) ・ 第102回 (PM)			小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

# 令和4年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和4年5月  
国土交通省  
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

## 記

### 1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

### 2. 実施期間

令和4年9月1日(木)から11月30日(水)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

### 3. 重点点検項目

- (1) 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ (*トラックのみ)		ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体 (*バスのみ)			非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)				タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらず一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目に特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別添5-

2の様式1)により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、3.(1)について、重点点検項目に特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別添5-2の様式1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3.(2)について、その点検結果を報告様式(別添5-2の様式3)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。

(3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和5年1月20日(金)までに別添5-2の様式2及び様式4により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。

事業者名				
保有台数	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数				
	うち 12月点検	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
  - ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入		総走行距離別		初度登録年別		
		不適合	不具合別内訳件数					
燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂	件	50万km未満	台	H29年以降	台
			クランプの取付状態	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
		台	クランプのゴムの劣化	件	100万km超	台	H24年以前	台
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		クランプの取付状態	件	50万km未満	台	H29年以降	台
		台	電気配線の干渉	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
				件	100万km超	台	H24年以前	台
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みなどが目視などにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触	件	50万km未満	台	H29年以降	台
			ホースの劣化	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
			接合部、クランプの緩み	件	100万km超	台	H24年以前	台
		台	エア漏れ	件				
				件				

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンバのロッドのストローク (3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。		ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H29年以降	台
		台		件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
				件	100万km超	台	H24年以前	台
制動装置のブレーキ・チャンバの機能 (12月)	① 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンバのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ② ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	台	エア漏れ	件	50万km未満	台	H29年以降	台
		台	チャンバ・ロッド戻りの異常	件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
		台	損傷・劣化	件	100万km超	台	H24年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。		開閉不良	件	50万km未満	台	H29年以降	台
		台		件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
				件	100万km超	台	H24年以前	台
車体損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。		損傷	件	50万km未満	台	H29年以降	台
		台		件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
				件	100万km超	台	H24年以前	台
タービン・ロータの回転具合等 (12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。		シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	50万km未満	台	H29年以降	台
		台		件	50超～100万km	台	H28～H25年	台
				件	100万km超	台	H24年以前	台

① 「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

定期点検報告様式					別紙 2
支局等	台数	回収率			
	大型バス(集合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)	
保有台数					
定期点検実施台数					
うち 12月点検					

(点検後の留意点等)  
 ① 点検整備作業終了後は、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。  
 ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのじみや漏れがないかを確認する。  
 ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。  
 ※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別の「不適合」台数のみに

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

点検の実施方法 1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上]	必須記			
	不適合	不具合別		
エンジン・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ジョン・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。		ホース・パイプの		
エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。		クラブの取付状態	50超～100万km	台
ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。		クラブのゴムの劣化	100万km超	台
パイプのクラブの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。		クラブの取付状態	50万km未満	台
ゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。		電気配線の干渉	50超～100万km	台
経年車は、クラブのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		他の部分との接触	100万km超	台
		ホースの劣化	50万km未満	台
		接合部、クラブの緩み	50超～100万km	台
		エア漏れ	100万km超	台
		エア漏れ	50万km未満	台
		エア漏れ	50超～100万km	台
		エア漏れ	100万km超	台
		エア漏れ	50万km未満	台
		エア漏れ	50超～100万km	台
		エア漏れ	100万km超	台
		エア漏れ	50万km未満	台
		エア漏れ	50超～100万km	台
		エア漏れ	100万km超	台

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不具合箇所があっても1台と計上してください。

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はありません。

バのロッドのス	ロッドのストロークの規定範囲外	50万km未満	台	H28年以降	台
トローク(3月)		50超～100万km	台	H27～H24年	台
		100万km超	台	H23年以前	台
制動装置のブ		50万km未満	台	H28年以降	台
ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを		50超～100万km	台	H27～H24年	台
レーキ・チャン		100万km超	台	H23年以前	台
パの機能		50万km未満	台	H28年以降	台
(12月)		50超～100万km	台	H27～H24年	台
		100万km超	台	H23年以前	台
(バスのみ)		50万km未満	台	H28年以降	台
非常口の扉の		50超～100万km	台	H27～H24年	台
機能(3月)		100万km超	台	H23年以前	台
車体車体の損		50万km未満	台	H28年以降	台
傷(3月)		50超～100万km	台	H27～H24年	台
		100万km超	台	H23年以前	台
タービン・ロータ		50万km未満	台	H28年以降	台
の回転具合等		50超～100万km	台	H27～H24年	台
(12月)		100万km超	台	H23年以前	台

(取りまとめ:〇〇運輸支局)

事業者名	
------	--

	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)	←対象は、車両総重量8 トン以上のトラックに限 る。
保有台数	台	台	

※ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ナットの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H29年以降	台
50超~100万km	台	H28 ~ H25年	台
100万km超	台	H24年以前	台

【重要】 ホイール・ナット緩み報告様式については、複数回実施も点検結果を1枚にまとめて報告してください。

ホイール・ナットの緩み報告様式

別紙4

① 「保有台数」については点検実施時点での台数を記入してください。

		回収率	
	大型トラック (被牽引車) を除く)		
保有台数	台		台

← 対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

③ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別	初度登録年別
50万km未満 台	H28年以降 台
50超～100万km 台	H27～H24年 台
100万km超 台	H23年以前 台

② 「ホイール・ナットの緩み有」の欄には、緩みがあった台数を記入してください。  
ただし、複数輪及び複数のナットの緩みがあっても1台と計上してください。

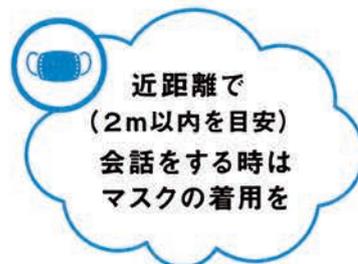


## 熱中症予防 × コロナ感染防止

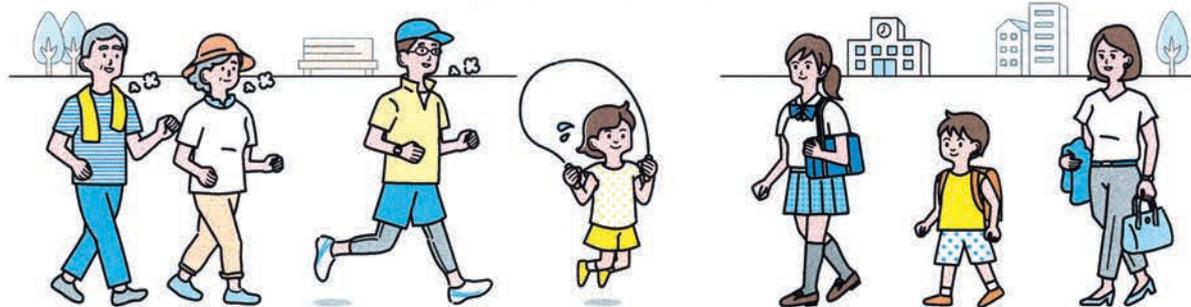
# 熱中症を防ぐために 屋外ではマスクをはずしましょう

屋外ではマスク着用により、熱中症のリスクが高まります

特に運動時には、忘れずにマスクをはずしましょう



屋外での散歩やランニング、通勤、通学等も  
マスクの着用は必要ありません



- ・人との距離 (2m以上を目安) が確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- ・マスクを着用する場合でも、屋内で熱中症のリスクが高い場合には、エアコンや扇風機、換気により、温度や湿度を調整して暑さを避け、こまめに水分補給をしましょう。





## 暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



## のどが潤いていなくても こまめに水分補給をしましょう



1時間ごとに  
コップ1杯



入浴前後や起床後も  
まず水分補給を

・1日あたり  
1.2L(1.2リットル)を目安に

コップ  
約6杯



- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



## エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

( エアコンを止める必要はありません )

注意

一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定



## 暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)



水分補給は  
忘れずに!

- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

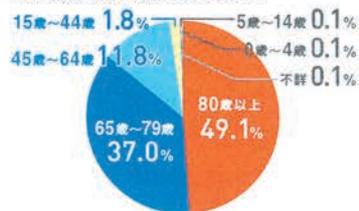
## 知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



### 熱中症警戒アラート発表時は 熱中症予防行動の徹底を!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

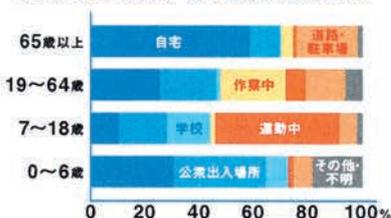


出典：厚生労働省「人口動態統計(2020年)」

### 熱中症による死亡者の 約9割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典：国立環境研究所「熱中症患者速報(2015年)」を基に作成

### 高齢者の熱中症は 半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障がいをお持ちの方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

# 熱中症 警戒アラート

## 発表時の予防行動

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと(※)に発表されます。

発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位



### 外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

- 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
- 昼夜を問わず、エアコン等を使用して部屋の温度を調整しましょう。
- 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。



### 熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう

- 高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者等は熱中症になりやすい方々です。これらの熱中症のリスクが高い方には、身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分補給等を行うよう、声をかけましょう。



より詳しい情報は…

環境省 : <https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁 : <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

環境省 熱中症 検索



# 熱中症警戒アラート 発表時の予防行動



## 普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

- のどが渇く前にこまめに水分補給しましょう。  
(1日あたり1.2Lが目安)
- 涼しい服装にしましょう。



- 屋外で人と十分な距離  
(2メートル以上)を確保できる場合は適宜マスクをはずしましょう。



## 外での運動は、原則、中止／延期をしましょう

- 身の回りの暑さ指数 (WBGT) に応じて屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。



## 暑さ指数 (WBGT) を確認しましょう

- 身の回りの暑さ指数 (WBGT) を行動の目安にしましょう。
- 暑さ指数は時間帯や場所によって大きく異なるため、身の回りの暑さ指数を環境省熱中症予防情報サイトや各現場で測定して確認しましょう。

※環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



### 熱中症とは

熱中症とは、暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患です。誰でもなる可能性があり、運動中だけでなく、室内でも起こります。日頃からしっかり予防するようにしましょう。

### 暑さ指数 (WBGT) とは

暑さ指数 (WBGT) とは、気温、湿度、輻射熱 (日差し等) からなる熱中症の危険性を示す指標で、「危険」「嚴重警戒」「警戒」「注意」「ほぼ安全」の5段階があります。段階ごとに熱中症を予防するための生活や運動の目安が示されていますので、日常生活の参考にしましょう。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

友達追加はこちら →



# 会員名簿の変更等について

4年9月1日

当協会発行の会員名簿(令和4年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
7	(株)UMトータルサービス	【 変 更 】 所在地 〒761-0446 香川県高松市東植田町412-1 TEL(087)884-3333 FAX(087)884-3334
26	(有)植松商運	【 代表者 】 山 口 宏 美

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

## お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1

